

# 岐阜県公報

## 目次

### 条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(税 務 課)

ページ  
二二

号外(一) 令和四年三月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第二二号)

#### 一 事業税

- 1 ガス供給業のうち、「ガス事業法」に規定するガス製造事業者(同法に規定する特別一般ガス導管業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。)が行うもの(同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業(以下「導管ガス供給業」という。)を除く以下「特定ガス供給業」という。)に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとした。(第三八条関係)
- 2 ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課することとした。(第三八条関係)
- 3 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、税率を次のとおりとすることとした。(第四二条関係)
  - (一) 所得のうち年四百万円以下の金額 百分の一(現行 百分の〇・四)
  - (二) 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額 百分の一(現行 百分の〇・七)
  - (三) 所得のうち年八百万円を超える金額 百分の一(現行 百分の一)
- 4 特定ガス供給業に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。(第四二条関係)

- (一) 収入割 百分の〇・四八
- (二) 付加価値割 百分の〇・七七
- (三) 資本割 百分の〇・三二
- 5 法人の事業税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。(第四四条の二関係)
- 二 不動産取得税
  - 1 知事は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとした。(第五三条及び第五五条関係)
  - 2 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
  - 3 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)
  - 4 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第七七条関係)
  - 5 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の適用期限の延長等を行うこととした。(附則第七七条関係)
  - 6 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(附則第七七条関係)
  - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 四 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県税条例等の一部を改正する条例

(岐阜県税条例の一部改正)

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「第五十三条第六十四項」を「第五十三条第六十六項」に、「第三条の三の三第一項」を「第三条の三の二第一項」に改め、同項ただし書中「磁気テープ」を削り、「第三条の三の三第四項」を「第三条の三の二第四項」に改め、同条第四項中「第五十三条第六十五項」を「第五十三条第六十七項」に改め、同条第六項中「第三条の三の三第五項」を「第三条の三の二第五項」に改め、同条第七項中「第三条の三の三第六項」を「第三条の三の二第六項」に改め、同条第八項中「第五十三条第六十九項」を「第五十三条第七十一項」に改め、同条第九項中「第三条の三の三第八項」を「第三条の三の二第八項」に改め、同条第十項中「第五十三条第七十二項」を「第五十三条第七十四項」に改め、同条第十一項中「第五十三条第七十八項」を「第五十三条第八十項」に、「同条第七十七項」を「同条第七十九項」に改める。

第三十八条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に、「第三項第二号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号) 附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)(以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)(を」(以下この節において「導管ガス供給業」という。)(に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第四十二条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第四十二条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号八中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号八の表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に、「（第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
- 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
- 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三三を乗じて得た金額
- 四 第四十四条の二第一項ただし書中「磁気テープ」を削る。

第五十三条第五項中「前項」を「前項前段又は同項後段」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 知事は、第四項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、第四項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第五十五条第六項中「前項」を「前項前段又は同項後段」に改め、同条に次の一項を加える。

7 知事は、第五項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五

項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

附則第六条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附則第六条の三中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項及び第八項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第二十二項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十三項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、同条に次の一項を加える。

17 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により施行令附則第七条第二十四項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第七条の五第三項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「第五十三条第七項、第九項及び第十項」を「第五十三条第八項、第十項及び第十一項」に改め、同項の表第五十三条第七項の項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第八項」に改め、同表第五十三条第九項及び第十項第一号、第五十八条の三第一項並びに附則第七条第一項の項中「第五十三条第九項及び第十項第一号」を「第五十三条第十項及び第十一項第一号」に改める。

附則第七条の六中「第五十三条第七項、第九項若しくは第十項」を「第五十三条第八項、第十項若しくは第十一項」に、「第五十三条第七項中」を「第五十三条第八項中」に、「第五十三条第九項及び第十項」を「第五十三条第十項及び第十一項」に改める。

附則第十六条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。  
（岐阜県条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の岐阜県条例の一部改正)

第二条 岐阜県条例等の一部を改正する条例(令和二年岐阜県条例第三十七号)附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の岐阜県条例の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に、「第三項第二号」を「第五項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもの」のうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同法第二条第一項第十四号」を「同法第二条第一項第十四号」に改め、「発電事業等」といつ。(以下)の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この節において「特定卸供給事業」という。)」を加え、同項に次の一号を加える。

- 四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)(を行う者に限る。))が行うもの(導管ガス供給業を除く。第四十二条第四項において「特定ガス供給業」という。)) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第四十二条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号八中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率」を「各事業年度の所得に百分の一」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号八の表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、「第四十四条第一項第五号」を「第四十四条第一項(第五号)に改め、「限る。」の

下に「に係る部分に限る。))」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。))」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
    - 一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八を乗じて得た金額
    - 二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七を乗じて得た金額
    - 三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二を乗じて得た金額
- 附則第六条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- (県民税に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- (事業税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項及び第七項において「最初事業年度」という。))開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第三十八条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの(以下この項において「対象ガス供給業」という。))を行っていた法人(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))第七項において「ガス製造事業者等」という。))に限る。( )の対象ガス

供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この項及び第七項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「令和二年改正前法人税法」という。）第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第七項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第七項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

5 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の岐阜県条例等の一部を改正する条例（令和二年岐阜県条例第三十七号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の岐阜県条例（次項及び第七項において「新令和二年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新令和二年改正前条例第三十八条第一項第三号並びに第四十二条第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

7 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前条例第三十八条第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を改正法第五条の規定による改正後の地方税法等の一

部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を改正法第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

令和四年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社